

広島県水道広域連合企業団管理規程第25号

広島県水道広域連合企業団公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団公印規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団公印規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
（公印の保管） 第7条 （略） 2 <u>公印（企業出納員印を除く。以下本項において同じ。）の保管については、公印保管機関の広島県水道広域連合企業団文書等管理規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）第4条第2項に規定する文書事務取扱主任（以下「文書事務取扱主任」という。）が、その責に任ずるものとする。</u> （公印の使用） 第11条 <u>文書（広島県水道広域連合企業団文書等管理規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）第2条第9号に規定する文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた文書を除く。）に公印を押印するときは、当該文書に決裁文書を添えて、当該公印の公印保管機関の文書事務取扱主任（文書事務取扱主任が定める者を含む。次項から第4項までにおいて同じ。）に提示し、審査を受けなければならない。</u> 2—4 （略） （公印の事前押印文書の取扱い） 第12条 広島県水道広域連合企業団文書等管理規程第32条第2項ただし書の規定により事前に押印した文書（以下「公印事前押印文書」という。）は、主務課において厳重に保管し、別記様式第7号による公印事前公印文書受払簿により、常にその受払状況を明らかにしておかなければならない。 2 （略） 別表（第2条関係）					（公印の保管） 第7条 （略） 2 <u>公印の保管については、公印保管機関の広島県水道広域連合企業団文書等管理規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）第4条第2項に規定する文書事務取扱主任（以下「文書事務取扱主任」という。）が、その責に任ずるものとする。</u> （公印の使用） 第11条 <u>文書に公印を押印するときは、当該文書に決裁文書を添えて、当該公印の公印保管機関の文書事務取扱主任（文書事務取扱主任が定める者を含む。次項から第4項までにおいて同じ。）に提示し、審査を受けなければならない。</u> 2—4 （略） （公印の事前押印文書の取扱い） 第12条 広島県水道広域連合企業団文書等管理規程第31条第2項ただし書の規定により事前に押印した文書（以下「公印事前押印文書」という。）は、主務課において厳重に保管し、別記様式第7号による公印事前公印文書受払簿により、常にその受払状況を明らかにしておかなければならない。 2 （略） 別表（第2条関係）				
番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	公印保管機関	番号	種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	公印保管機関
1	企業団印	広島県水道 広域連合企業団	方 21	本部総務課	1	企業長印	広島県水道 広域連合企業団企業長	方 27	本部総務課

2	企 業 長印	広島県水道 広域連合企 業団企業長	方 27	本部総 務課	2	地 方 機 関 の 長 印	広島県水道 広域連合企 業団広島水 道事務所長	方 21	広島水 道事務 所
3	企 業 長 職 務 代 理 者 の 印	広島県水道 広域連合企 業団企業長 職務代理	方 21	本部総 務課	3	〃	広島県水道 広域連合企 業団竹原事 務所長	方 21	竹原事 務所
4	地 方 機 関 の 長 印	広島県水道 広域連合企 業団広島水 道事務所長	〃	広島水 道事務 所	4	〃	広島県水道 広域連合企 業団三原事 務所長	方 21	三原事 務所
5	〃	広島県水道 広域連合企 業団竹原事 務所長	〃	竹原事 務所	5	〃	広島県水道 広域連合企 業団府中事 務所長	方 21	府中事 務所
6	〃	広島県水道 広域連合企 業団三原事 務所長	〃	三原事 務所	6	〃	広島県水道 広域連合企 業団三次事 務所長	方 21	三次事 務所
7	〃	広島県水道 広域連合企 業団府中事 務所長	〃	府中事 務所	7	〃	広島県水道 広域連合企 業団庄原事 務所長	方 21	庄原事 務所
8	〃	広島県水道 広域連合企 業団三次事 務所長	〃	三次事 務所	8	〃	広島県水道 広域連合企 業団東広島 事務所長	方 21	東広島 事務所
9	〃	広島県水道 広域連合企 業団庄原事 務所長	〃	庄原事 務所	9	〃	広島県水道 広域連合企 業団廿日市 事務所長	方 21	廿日市 事務所
10	〃	広島県水道 広域連合企 業団東広島 事務所長	〃	東広島 事務所	10	〃	広島県水道 広域連合企 業団安芸高 田事務所長	方 21	安芸高 田事務 所
11	〃	広島県水道 広域連合企 業団廿日市 事務所長	〃	廿日市 事務所	11	〃	広島県水道 広域連合企 業団江田島 事務所長	方 21	江田島 事務所
12	〃	広島県水道 広域連合企 業団安芸高 田事務所長	〃	安芸高 田事務 所	12	〃	広島県水道 広域連合企 業団熊野事 務所長	方 21	熊野事 務所
13	〃	広島県水道 広域連合企 業団江田島 事務所長	〃	江田島 事務所	13	〃	広島県水道 広域連合企 業団北広島 事務所長	方 21	北広島 事務所
14	〃	広島県水道 広域連合企 業団熊野事 務所長	〃	熊野事 務所	14	〃	広島県水道 広域連合企 業団大崎上 島事務所長	方 21	大崎上 島事務 所
15	〃	広島県水道 広域連合企	〃	北広島 事務所	15	〃	広島県水道 広域連合企	方 21	世羅事 務所

		業団北広島 事務所長					業団世羅事 務所長		
16	〃	広島県水道 広域連合企 業団大崎上 島事務所長	〃	大崎上 島事務 所	16	〃	広島県水道 広域連合企 業団神石高 原事務所長	方 21	神石高 原事務 所
17	〃	広島県水道 広域連合企 業団世羅事 務所長	〃	世羅事 務所					
18	〃	広島県水道 広域連合企 業団神石高 原事務所長	〃	神石高 原事務 所					
19	企 業 出 納 員印	広島県水道 広域連合企 業団企業出 納員	方 18	本部総 務課					
20	〃	広島県水道 広域連合企 業団広島水 道事務所企 業出納員	〃	広島水 道事務 所					
21	〃	広島県水道 広域連合企 業団竹原事 務所企業出 納員	〃	竹原事 務所					
22	〃	広島県水道 広域連合企 業団三原事 務所企業出 納員	〃	三原事 務所					
23	〃	広島県水道 広域連合企 業団府中事 務所企業出 納員	〃	府中事 務所					
24	〃	広島県水道 広域連合企 業団三次事 務所企業出 納員	〃	三次事 務所					
25	〃	広島県水道 広域連合企 業団庄原事 務所企業出 納員	〃	庄原事 務所					
26	〃	広島県水道 広域連合企 業団東広島 事務所企業 出納員	〃	東広島 事務所					
27	〃	広島県水道 広域連合企 業団廿日市	〃	廿日市 事務所					

		事務所企業 出納員		
<u>28</u>	<u>〃</u>	広島県水道 広域連合企 業団安芸高 田事務所企 業出納員	<u>〃</u>	安芸高 田事務 所
<u>29</u>	<u>〃</u>	広島県水道 広域連合企 業団江田島 事務所企業 出納員	<u>〃</u>	江田島 事務所
<u>30</u>	<u>〃</u>	広島県水道 広域連合企 業団熊野事 務所企業出 納員	<u>〃</u>	熊野事 務所
<u>31</u>	<u>〃</u>	広島県水道 広域連合企 業団北広島 事務所企業 出納員	<u>〃</u>	北広島 事務所
<u>32</u>	<u>〃</u>	広島県水道 広域連合企 業団大崎上 島事務所企 業出納員	<u>〃</u>	大崎上 島事務 所
<u>33</u>	<u>〃</u>	広島県水道 広域連合企 業団世羅事 務所企業出 納員	<u>〃</u>	世羅事 務所
<u>34</u>	<u>〃</u>	広島県水道 広域連合企 業団神石高 原事務所企 業出納員	<u>〃</u>	神石高 原事務 所
<u>35</u>	<u>〃</u>	広島県水道 広域連合企 業団水質管 理センター 企業出納員	<u>〃</u>	水質管 理セン ター

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。